

# 平成30年度北九州市食品衛生監視指導計画 概要版

## はじめに

北九州市では、市民の健康保護を図ることを目的に、食品衛生法に基づき「北九州市食品衛生監視指導計画」を策定し、北九州市保健所を中心に食品衛生に関する監視指導や食品の安全に関する情報及び意見の交換等を実施しています。

前年の北九州市及び全国の食中毒発生状況等から、平成30年度も引き続き、食肉の衛生対策及びノロウイルス食中毒予防対策に重点的に取り組みます。

この計画は、今日の食の安全に関する課題等を踏まえ、市民の皆さまからいただいたご意見等を参考に策定しています。「食の安全」を守るための本計画を公表・実施し、その結果を報告することで、市民の皆さまの「安心」へと繋がることを期待しています。

## 計画の実施区域

北九州市内全域

## 計画の実施期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

## 監視指導の実施体制

### 1 監視指導の実施体制

市内で加工・製造・調理される食品及び市内を流通する食品の安全を確保するため、食品衛生法、と畜場法等関係法令に基づいた業務を実施します。また、各実施機関に専門的知識を有する食品衛生監視員等の人員を配置して相互に連携を図り、効率的、効果的な監視指導を実施します。

### 2 関係部局等との連携体制

食中毒、違反食品、食品表示等食品の安全に係る情報については、厚生労働省、消費者庁、九州厚生局、他の自治体や農林水産部局等と連携し対策を講じます。

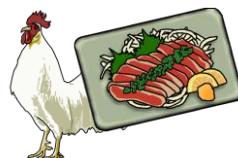
## 平成30年度の監視指導内容

食中毒等危害の発生状況、市民の関心等を考慮に入れ、(1)重点対策、(2)市内流通食品の衛生対策、(3)市内流通食品の実態調査、(4)食品、添加物等の一斉取締り、(5)その他の関連調査を実施します。

### 1 重点対策

近年の食中毒の発生状況及び市民の関心の高さから、特に重点的に実施するもので、食品取扱い施設への立入検査、食品等の収去検査、食品関係事業者及び市民への啓発を、実施時期を定めて集中的かつ効果的に行います。

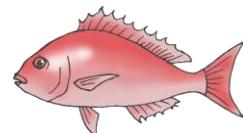
- 食肉の衛生対策事業
- ノロウイルス食中毒予防対策事業



### 2 市内流通食品の衛生対策

市内で生産、加工又は製造される食品及び市内を流通する食品の安全性を確保するために、次の事業を実施します。

- 表示基準に関する啓発指導事業
- 輸入食品の安全性確保事業
- 獣畜等の処理の適正確保事業
- 遺伝子組換え食品監視指導事業
- アレルギー物質混入防止対策事業
- 魚介類等の衛生対策事業
- 農産物の安全性確保事業
- 加工食品等の安全性確保事業



### 3 市内流通食品等の実態調査

市内を流通する野菜、食肉、魚介類等の食中毒菌や動物用医薬品等による汚染状況の検査について調査を行います。

- 食中毒菌汚染実態調査
- 畜水産物の残留有害物質モニタリング検査
- 魚介類の汚染有害物質モニタリング検査

#### 4 食品、添加物等の一斉取締り

時期を定めて一斉に食品及び施設の監視指導を行い、食品による危害発生の未然防止に努めます。

- 食品、添加物等の夏期一斉取締り
- 食品、添加物等の年末一斉取締り

#### 5 その他の関連調査

食中毒や食品の衛生に関する苦情等の情報を受けた時など、必要に応じて施設等の調査を行います。

- 食中毒等健康危害発生時の調査
- 苦情・違反食品関連調査
- まつり等に係る調査
- 総合衛生管理製造過程承認施設に対する検証・調査
- 夜間合同立入り
- 調査研究



#### 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

食品等事業者による自主的な衛生管理の向上のため、営業者、食品衛生管理者、食品衛生責任者等に対し、立入検査時やホームページ等で情報提供するほか、講習会等を実施します。

#### 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）

市民及び食品等事業者との情報及び意見の交換、食品衛生に関する正しい知識・情報の提供を行うため、次の事業を実施します。

- 食品衛生懇話会
- 食品安全シンポジウム
- 食品衛生力レッジモニター
- 食の安全たんけん隊
- 食品衛生市民講座
- 一日食品衛生監視員委嘱事業

## 食品衛生に係る国際協力

JICA九州が実施する国際研修「食品安全行政コース」に保健所等の食品衛生監視員を講師として派遣します。

## 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

生活衛生関係の新規採用職員及び新任職員を対象とした研修を計画的に実施するとともに、保健所、食肉センターで監視指導及び検査に従事する職員の技術・知識の習得のため、各種研修会、講習会、協議会への派遣、研究発表会への参加に努めます。

## 食品衛生に関する情報提供・相談窓口

保健所東部生活衛生課	小倉北区馬借1-7-1 総合保健福祉センター4階 TEL 093-522-8728
広域食品指導係	小倉北区西港町94-9 北九州市中央卸売市場管理棟3階 TEL 093-583-2048
保健所西部生活衛生課	八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ6階 TEL 093-642-1818
保健福祉局保健衛生課	小倉北区城内1-1 北九州市役所本庁舎9階 TEL 093-582-2435

### 区役所保健福祉課生活衛生担当

門司区	門司区清滝1-1-1	TEL 093-331-1889
小倉南区	小倉南区若園5-1-2	TEL 093-951-1030
若松区	若松区浜町1-1-1	TEL 093-761-3769
八幡東区	八幡東区中央1-1-1	TEL 093-671-0809
戸畠区	戸畠区千防1-1-1	TEL 093-871-7568

### ○ 北九州市ホームページアドレス

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>